

電波監理審議会（第1136回）議事要旨

1 日時

令和6年11月27日（水）14:30～15:51

2 場所

総務省会議室（10階1001会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、吉田 恭子（総務課長）、

中村 裕治（電波政策課長）、廣瀬 照隆（基幹・衛星移動通信課長）、

小倉 佳彦（基幹通信室長）、影井 敬義（新世代移動通信システム推進室長）、

武藤 聖（電波環境課長）

(4) 幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 議事模様

(1) 諮問事項

- ① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（400MHz 帯広帯域デジタル船上通信設備の導入等に係る制度整備）（諮問第15号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】400MHz 帯広帯域デジタル船上通信設備、パルス圧縮方式の9GHz 帯小型船舶用固体素子レーダを導入するとともに、WRC-23等の結果に基づき遭難・緊急・安全通信用の狭帯域直接印刷電信を削除等するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について諮問するもの

- ② 周波数割当計画の一部を変更する告示案（400MHz 帯広帯域デジタル船上通信設備の導入等に係る制度整備）（諮問第 16 号）
審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。
【内容】400MHz 帯広帯域デジタル船上通信設備の導入等のため、周波数割当計画の一部を変更する告示案について諮問するもの
- ③ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2GHz 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）（諮問第 17 号）
審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。
【内容】衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2GHz 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備のため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について諮問するもの
- ④ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2GHz 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）（諮問第 18 号）
審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。
【内容】衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2GHz 帯非静止衛星通信システムの導入のため、周波数割当計画の一部を変更する告示案について諮問するもの
- ⑤ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムの導入等のための制度整備）（諮問第 19 号）
審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。
【内容】6.7MHz 帯を用いた搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムを導入するとともに、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのうち 2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯を使用するものについて特定無線設備に追加するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について諮問するもの
- ⑥ 電波法施行規則の一部を改正する省令案（技適未取得機器特例制度への対象システム及び帯域の追加）（諮問第 20 号）
審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。
【内容】海外から持ち込まれる無線設備又は実験等に用いる無線設備については、電波

法第4条の2において、同法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合、省令で定める期間を経過する日までの間に限り、国内で使用可能とされているところ、当該特例制度の海外持ち込み端末の対象システムとして、60GHz帯移動体検知センサー、60GHz帯小電力データ通信システム、超広帯域無線システム（UWB）及び Thread 通信規格を追加し、実験等無線局の対象システムである無線 LAN の帯域として、6GHz帯を追加するための省令案について諮問するもの

- ⑦ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等（2.5GHz帯電波ビーコンの廃止に伴う制度整備）（諮問第21号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】VICS（渋滞や交通規制等の道路交通情報をリアルタイムにカーナビに届けるシステム）による道路交通情報は、FM多重放送、光ビーコン、電波ビーコンの3つのメディアを通じて提供されているが、電波ビーコンについて、平成23年に5.8GHz帯における情報提供サービスが開始されたことに伴い、従来の2.5GHz帯における情報提供サービスは令和4年3月末に停止された。こうした状況を踏まえ、2.5GHz帯電波ビーコンに係る規定を削除する等の所要の制度整備を行う省令改正案等について、諮問するもの

- ⑧ 無線設備規則の一部を改正する省令案等（吸収電力密度の許容値の導入等）（諮問第22号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】人体にばく露される電波の許容値として、吸収電力密度によるものを追加等する制度整備を行うため、無線設備規則の一部を改正する省令案等について諮問するもの

(2) 報告事項

有効利用評価部会の活動状況について、有効利用評価部会から報告があった。

（文責：電波監理審議会事務局）